

別表六(十二)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十二) 令八・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		円	円
控除対象特別試験研究費の額 (14の計)又は(16の計)	1	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	7
控除対象済控除対象特別試験研究費の額 (別表六(九)「6の内書」又は(別表六(十)「6の内書」)	2	当期税額基準額 $((7) + (\text{別表六(十三)「23」}) \times \frac{10}{100})$	8
差引控除対象特別試験研究費の額 (1) - (2)	3	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額又は(別表六(十二)付表二「13」、「16」又は「18」)	9
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (3)と(17)のうち少ない金額	4	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	10
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額 (3) - (4)と(18)のうち少ない金額	5	法人税額の特別控除額 (9) - (10)	11
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6		

控 除 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細				
措法第42条の4の2第1項各号又は旧措法第42条の4第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容	特別試験研究費の額	(14)のうち 委託試験研究費の額	控除対象特別試験研究費基準額 $(15) \times \frac{50}{100}$ 又は70 + (14) - (15)
12	13	14	15	16
第1号・第2号・第3号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070C0; color: white; margin: 0;">「11」欄</p> <p style="margin: 5px 0;">特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p style="margin: 5px 0;">① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4の2第1項」又は「令和8年旧措置法第42条の4第7項」</p> <p style="margin: 5px 0;">② 「区分番号」欄：「00639」</p> <p style="margin: 5px 0;">③ 「適用額」欄：「11」欄の金額</p> </div>	円	円	円
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
第1号・第2号・第3号				
計				
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額			17	円
(14の計)又は(16の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る控除対象特別試験研究費の額			18	